

## I. 戦争と権力(P25-27)

### ➤ 今回行う研究

#### - 戦争に関する一連の研究

→政治権力とは戦争や闘争や対立の関係として解読されうるのかを問う。

→軍隊および軍事制度が現実にとどのような効果をもち歴史的にとどのような働きをしてきたのか、軍事制度の分析を行う。

### ➤ これまでのフーコーの研究

#### - 規律（ディシプリン）の研究

→1970-1971年度から…権力は「いかに」働くのかを考えてきた。

#### - 権力の2つの目印あるいは2つの極限

→①権力の範囲を明示的に定める司法の規則

↓

②この権力が生み出し、この権力が導く真理効果  
= 権力、司法、真理が構成する三角形の構図がある。

↓これに対して…。

#### - 1つの伝統的な問い（=政治哲学の問い：伝統的な問い）

→真理の言説であると理解される哲学は、どのようにしたら権力の司法的限界を定めることができるのか、という問い。



#### - フーコーの問い（=事実的な問い）

→権力関係が真理の言説を生み出すために働かせる司法的規則とはどのようなものなのか=私たちの社会のような社会で、これほどまで強力な効果を帯びた真理の言説を生産できるような、そうしたタイプの権力とはいったいいかなるものなのか、という問い。

#### - 真理の言説

→私たちの社会に存在する多種多様な権力…真理の言説の生産、蓄積、流通、作用なしには相互に区別されることも、打ち立てられることも、機能することもできない。

=私たちは、権力によって、真理の生産に従えられ、私たちは真理を生産することなしでしか権力を行使することができない。 (P26, L19-20)

↓ということは…。

#### - 権力の行使

→権力がそれ自身で機能するためには…真理が必要。

→法律…真理によって作られる。

→私たちが服従しているもの…法、ではなく真理！！

=何かを決定するのは、少なくとも部分的には真理の言説ということになる。

↓

そうした言説に応じて審判を下され、判決を言い渡され、格付けされ、いくつかの任務を強いられる、一定の生き方だとか一定の死に方をするように定められているのです。(P27, L10-12)

## 2. フーコーが行ってきた研究の過程(P27-29)

### ➤ 司法と権力

- 司法思想の形成…本質的に王権の周辺で行われたという事実があること

→西欧における司法は王の注文にもとづく司法

例) ローマ法

君主制権力、専制権力、行政権力、絶対制権力となる権力を構成するための技術的道具の一つだった。

→王の周辺で王権の利益のために法体系は形成されたといえる。

→問題となるのは、王の権力の限界・王の特権。

=法学者が問題としたのは、**常に王の権力**。

- 法学者の指摘…大きく分けて2つ。

→①王権とはいったいどんな法的枠組みを身にまとうものか

②どのようにして君主の権力を限定すべきか

=中世以来、法理論の役目とは権力の正当性を定めることにあった。

↓

### ➤ フーコーの指摘

- 主権の正当な諸権利・服従の法的義務の出現

→司法のシステムとは、全面的に王が中心に合わされていて、ということは、**最終的には支配の事実およびその結果を消し去るためにこそ作られているのです**。(P29, L2-4)

### ➤ フーコーの試み

- 分析の一般的な方向を逆転させる

- 法が支配の道具となりうるかを示す

=法とは、主権の関係ではなく、支配の関係を、伝達し実行するものであるかを示す

↓フーコーにとって、支配、とは？

- 主体化=従属化

→ひとかたまりとしての**全面的な支配**ではなく、社会の内部で働きうる多様な形態を持った支配。

私が思うに、法とは、正当性を定めるものという側からではなく、**法が実行にうつす主体化=従属化の手続きの側から検討されなければならない**のです。(P29, L17-18)

↓この部分を、なんとかして分析をしなければ…！！

## 3. 方法論上の5つの配慮(P30-36)

- ①権力を、権力の行使の法的な性格が弱まるギリギリの末端のところで捉えること。

- ②誰が権力を持つのか、その人は何を考えているのか、何を求めているのかという問いは立てないこと。

- ③権力とは、ひとかたまりで均質な支配現象であるとは考えないこと。

- ④権力に関する一種の演繹的推論を行うべきではないということ。

- ブルジョワ階級の支配という一般現象からどんなことでも演繹できてしまうから。

- むしろ、社会の最底辺のレベルで、抑圧や排除といった現象が論理をもったのか、その担い手

をみることが大切。

※狂気は排除されるべきと考えたブルジョワジーはいない。ブルジョワジーが注力したのは、排除の技術と一連の手続きそのものだった。

- ⑤権力ネットワークが行き着く地点において形成されるものがイデオロギーであるとは考えないこと。
    - 検査の装置であったり、研究の手続きであったり、知の形成と蓄積の実効的な諸道具が形成されるであろうから。→イデオロギーをはるかに超えたものが形成される、といえる。
    - 権力が作動するときには、知の一連の道具立てを組織し流通させることなしにはそれをなしえない。
- フーコーの研究：最終的には、**知の諸装置の研究**へ向かわせるものでなければならない。

#### 4. 中世に成立した、主権についての法＝政治理論が演じた4つの役割(P37)

- ①封建君主制のメカニズムという実際の権力メカニズムを参照したもの
- ②大規模な行政君主制の成立のための道具・それを正当化するもの
- ③王権を限定したり、強化するもの
- ④議会制民主主義のモデルを打ち立てるためのもの

#### 5. 4つの役割の歴史(P37-39)

- 封建型の社会…権力行使のやり方は、君主と臣下の関係に置き換え可能
- 17世紀および18世紀…権力の新しいメカニズムの出現

→**身体と身体が行うことを対象とする。**

→時間や労働を抽出することを可能にする権力メカニズムだった！

※主権論…**土地や土地の産物に対して行使される権力の形態**に結びついていた。

#### ➤ 「規律型」権力

- ブルジョワ社会の大発明
- 産業資本主義とそれに対応する型の社会が成立するための根本的な道具のひとつ
- 主権の形態とは無縁な権力
- 継続的で恒常的な監視システムを基礎づけるもの

↓しかし、**主権論がイデオロギーとして残り続けてもいる。なぜか？**

#### ➤ 2つの理由

- ①主権論は、規律社会の進展を妨げるものに対する批判の道具として常に役に立ったから
- ②主権論とそれを中心とした法規の編成が、規律のメカニズムに法システムを重ね合わせることを可能にしたから

↓

法システム…規律の諸実践に仮面を被せ、規律に含まれる支配・支配の諸技術を消し去り、個人に対して国家主権を通じて各人それぞれの主権を行使することを保証するものだった。

- 民主化…社会の深部において規律的拘束のメカニズムによって裏打ちされて成り立っている。

↓

規律的強制が、支配のメカニズムとして行使されるようになると同時に、権力の実際の行使としては隠されるべきものとなったので、主権論は司法制度のなかに場所を与えられ、様々な法律によって賦活され完成させられる必要があった。(P40, L2-4)

## 6. 近代社会の統治(P39-41)

- 主権の原則・法制・言説・公法組織
- 規律的拘束による周到な基盤上の囲い込み
  - これが、事実上、社会体の結束を担保している。しかし、司法に転記されることはない。
  - 規律実践は言説を伴っても、その言説が法の言説・司法言説になることはありえない。
    - ↓じゃあ、この言説ってどういうものなの…??

それは主権から派生した法的規則の言説ではなく、自然的規則、つまり規範<sup>ノルム</sup>の言説なのです。規律実践は、法律のコードではなく、規律化のコードを定義するのです。(P40-41)  
→こうした規律実践の判断基準とは、臨床的な知に基づくようになる。

## 7. 人間科学の言説(P41-43)

- 2つのタイプの言説の並立と対立
  - ①主権をめぐる司法の組織
  - ②規律実践が行使する強制のメカニズム体系
    - 今日、規律化(=正常化)の手続きがますます法の手続きを植民地化しつつある
    - =これこそが、「規律化社会」とでも呼ぶべき社会の全体的な働きを説明するもの。
- 法への回帰という状況
  - 2つのタイプの言説を仲裁するもの…科学的神聖化によって中立とみなされるようにした権力と知の混合
    - 例) 医学…医学の発展・行動や振る舞い・言説・欲望等の全体的な医療化が、規律と主権が出会う前線で起こっている。
    - ↓これらの権力に対する、私たちの拠り所とは?
  - 法に訴えること
    - 実際は主権法だが、それ以外、訴える拠り所はない。
    - 規律権力に抗するためには…反規律的だが同時に主権の原理から解放された司法の方向に向かうべき。
- 次回の講義
  - その方向性を考える鍵、として「抑圧」の概念を話す

## 8. H松のまとめ

- ・ フーコーがこれまで行ってきた研究=規律(ディシプリン)の研究
    - ↓ただし、これまで、法学者らが行ってきた研究ではなく…。
  - ・ 権力は「いかに」働くのかを考えること
    - =社会において、真理の言説を生産できるような権力とはいかなるものか?という問い。
  - ・ 法学者たちの関心…王の権力
  - ・ 中心的な問題とされるもの…主権
- フーコーは、この構造こそが権力の内部における支配の技術を隠すものだったと指摘。
- ・ 社会集団の内部に位置して機能する複数の主体化=従属化の構造…フーコーが考える「支配」
  - ・ 権力を分析する方法…主権の観点からではなく、支配技術と支配戦術を起点とすべき。

・ 「規律型」権力

→主権の形態とは無縁な権力、我々の身体や身体が行うことに対して向けられる権力がある！

→法システムは、集団的主権と結びついた法の成立を可能にしているが、それを可能にしたのは、社会の深部における規律的拘束のメカニズムだったともいえる。

↓

→法律の言説ではなく、規範の言説（＝科学的知と結びついた権力の言説）から成り立っている。

→けれども、私たちは、自由を奪われていることに抗う術を「法」にしか持っていない。

→反規律的だが同時に主権の原理から解放された司法の方向に向かわなければ！！

9. H松の疑問

現在の日本の状況に引き付けてこの本を読むと、「自粛警察」「マスク警察」と表現される人たちが現れたときの状況が思い出された。法律があるわけでもなく、政治家がお願いをしたわけでもないのに、みんながみんなを監視して、違反者を見つけると「叩く」。そのときに、起こっていた議論の中には、「今の日本にはそうしたことを取り締まる法律がないから、これを機会に法制度を整えたほうが良いのではないか」という意見も見受けられた。フォーコーがこの状況を見たら、この講義で論じた通りの「規律化社会」が現出していると語るだろうか。

また、フォーコーは、こうした「規律権力」に抗う術として、「反規律的だが同時に主権の原理から解放された司法の方向に向かうべきである」と説いている。これは、具体的にどんな司法が考えられるのだろうか。